

徵徵 2-9

徵管 2-10

平成 23 年 4 月 5 日

各 国 税 局 長

殿

沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

(官印省略)

東日本大震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理について（指示）

標題のことについては、下記のとおり定めたから、当分の間、これにより適切に処理されたい。

（趣旨）

東日本大震災（以下「震災」という。）により被害を受けた滞納者（震災により被害を受け、震災後に国税が滞納となった納税者を含む。以下「被災滞納者」という。）に対する滞納整理の取扱いを定め、被災滞納者に対する適切な対応に資することを目的とするものである。

記

第1 基本的な対応

滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情に即して法令等の規定に基づき適切に対応すること、また、滞納者との応接に当たっては親切、丁寧に対応することを基本としているところ、被災滞納者には、財産に相当の損失を受け、又は納付資力が著しく低下している者もいると考えられることから、その置かれた状況や心情に十分配意して慎重に対応するとともに、被災状況等を的確に把握した上で、法令等の規定に基づき適切に納税緩和制度を適用するものとする。

第2 滞納者の実情把握等

1 滞納者の被災状況等の調査・確認

滞納者の被災状況等の調査・確認は、次のとおり行うこととするが、それぞれの地域の状況等を踏まえ、その実施時期及び方法等について十分に検討して行うこと留意する。

(1) 関係部署が保有する情報による確認

- イ 申告書等に添付された罹災証明等や局署内の資料等により滞納者の被災状況等の把握に努めるなど、各部門が把握している情報を適切に活用することに留意する。
- ロ 地方公共団体等に対し、把握又は作成した被災者名簿、仮設住宅等の入居者名簿などの提供を依頼するなどして滞納者の被災状況等の把握に努める。

(2) 実地調査による確認

滞納者の被災状況等を確認するために実地調査が必要な場合は、以下に留意して行う。

- イ 実地調査は、局署内の資料等では被災状況等が把握できない滞納者について実施する。

なお、避難所等で生活していることを把握した被災滞納者については、住居が確保されるまでは接触を差し控えるものとする。

- ロ 被災滞納者との応接に当たっては、その置かれた状況等や心情に十分配意した上で、被災状況、資力の状況等を聴取するほか、財産を差し押さえている被災滞納者については、差押財産の滅失・き損等の状況を併せて確認する。

なお、差押財産が滅失又はき損し、金銭的価値が失われている場合は速やかに差押えの解除を行う。

- ハ 国税通則法（以下「通則法」という。）第11条及び国税通則法施行令（以下「通則法施行令」という。）第3条第1項による申告・納付等の期限の延長を受けた地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県。以下「本件指定地域」という。）を所轄していない税務署又は国税局において本件指定地域内の滞納者の被災状況等を調査する場合は、その納税地を所轄する税務署（以下「所轄税務署」という。）に対して当該滞納者の現状又は財産の被災状況の把握の有無について照会し（ただし、仙台国税局以外の国税局及びその管下の税務署においては、国税局徴収課を通じて照会するものとする。）、所轄税務署が把握していない場合に限り実地調査を行うものとする。

なお、所轄税務署に対する照会は、その所轄税務署の被災状況等に配意し、当面は必要性が高い場合に限り行うものとする。

- ニ 滞納者との応接等において、震災により被害を受けていることを把握した場合は、納税の猶予等の納税緩和制度について説明する。

2 所轄外の滞納者からの納付相談への対応

震災の影響を受けて避難している被災滞納者からの税に関する相談については、被災者の中には納税地以外の地域へ避難をしている者がいること、及び一部の税務署が被災等により納税者からの問い合わせ等に十分に対応できない状況にあるこ

とを踏まえ、所轄税務署以外の税務署（以下「相談先署」という。）でも対応することとしている（平成23年3月22日付微管2-4ほか1課共同「避難所等の納税者に対する税務相談等の取扱いについて」（指示）等参照）ことから、相談先署に納付相談等があった場合は、次により適切に対応する。

(1) 一般的な納付相談に対する対応

被災滞納者から納付に関する一般的な相談があった場合は、被災滞納者の置かれた状況等に十分配意し、親切、丁寧な対応に努める。

滞納国税の納付に関する問い合わせ等に対しては、納税緩和制度や滞納整理に関する手続など一般的な事項について適切な説明を行う。

(2) 個別具体的な納付相談に対する対応

被災滞納者から、滞納国税の納付期日、納付方法、納付額等についての具体的な相談があった場合は、最終的な判断は所轄税務署で行う必要がある旨を説明した上で相談を受け、被災滞納者の住所・氏名、相談内容、事業・財産等の状況、連絡先等を可能な範囲で聴取し、聴取した事項については、各税局徴収課を通じて所轄税務署に確実に連絡する。

所轄税務署においては、相談先署からの連絡に基づき、当該被災滞納者の滞納国税の納付に関する処理方針について的確に判断し、当該被災滞納者にその内容を連絡するなど、適切に対応する。

第3 納税緩和制度の適用

本件指定地域に納税地を有する納税者（以下「延長適用者」といい、本件指定地域に納税地を有する滞納者及び延长期限経過後に国税が滞納となった延長適用者を「延長適用滞納者」という。）については、相当程度の被害を受けた可能性が高く、また、損失の程度等を証明することが必ずしも容易でないと考えられることから、法令が規定する納税緩和制度の要件の該当性についての調査・確認は、被災状況等を十分に把握した上で妥当と認められる方法で行うなどして、適切に納税緩和制度を適用するものとする。

また、通則法施行令第3条第2項により個別に申告・納付等の期限が延長された納税者又は延長適用滞納者以外の被災滞納者についても、震災により財産に損失を受けている可能性もあることから、その実情を的確に把握し、相当程度の損害が生じていると認められる場合は、延長適用者及び延長適用滞納者の取扱いに準じて対応する。

なお、本通達に基づき処理した場合は、滞納処分票等にその旨を記録しておくことに留意する。

1 納税の猶予及び換価の猶予

(1) 通則法第46条第1項の納税の猶予

イ 対象となる国税

所得税、法人税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税等で、損失を受けた日以後1年以内に納付すべき一定の国税（通則法第46条第1項参照）。

ロ 猶予の申請期限

通則法第46条第1項の規定による納税の猶予の申請は「災害のやんだ日から2月以内」にする必要があるが、震災による被災者は多数にのぼり、「災害のやんだ日」は、同じ市町村であっても延長適用者ごとに異なる場合があることから、本件指定地域内においても、それぞれの延長適用者の被災の状況等を斟酌して判断することに留意する。

ハ 震災により財産に相当な損失を受けたことの確認

震災により「財産に相当な損失を受けたこと」の確認は、昭和53年6月21日付官総4-21ほか9課共同『災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領』の全部改正について（事務運営指針）（以下「災害減免通達」という。）第3章第2節第1款の4《納税の猶予基準の特例》に規定する納税の猶予基準の特例に基づき延長適用者が提出した被災明細書（災害減免通達別紙様式第5号）により行うほか、市町村が発行する罹災（被災）証明書又は延長適用者からの聴取により行っても差し支えない。

ニ 納税の猶予をする期間

延長適用者について納税の猶予をする場合は、当該延長適用者から特段の申出がある場合を除き、延長後の納期限から1年間の納税の猶予を認めて差し支えない。

ホ 所轄外の税務署における対応

延長適用者の中には、所轄税務署の管轄外へ避難している者もあり、相談先署に対して納税の猶予の相談又は申請書の提出がされることが想定される。

このような延長適用者から納税の猶予の相談又は申請書の提出がされた場合は、相談先署において、納税の猶予制度の概要等を説明するほか、被災状況等、納税の猶予の可否を判断するために必要と認められる事項を可能な範囲で聴取し、提出された申請書に收受印を押印した上で所轄税務署へ転送する。

この場合には、納税の猶予の許可（又は不許可）通知書の送付先を確認するとともに、当該通知書については所轄税務署から送付される旨を説明する。

ヘ 通則法第46条第2項の適用

通則法第46条第1項の規定による納税の猶予の期間内に猶予に係る国税を納税することができなかった延長適用者に対しては、同条第2項の規定による納税の猶予を説明し、同項に該当する場合にはこれを適用する。この場合の取扱いは下記(2)による。

(2) 通則法第46条第2項の納税の猶予

イ 納付困難と認められる金額の調査

通則法第46条第2項の「納付することができないと認められる金額」とは、同項各号に掲げる事実と因果関係を有する範囲の金額をいい、延長適用滞納者については、当該滞納者から被災状況、納付困難との因果関係、収支状況等を十分聴取した上で、分割納付の金額が妥当と認められる場合は、これをもって、昭和51年6月3日付徴徴3-2ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（法令解釈通達）（以下「猶予通達」という。）に定める納付能力調査に代えて差し支えない。

ロ 担保の徴取

通則法第46条第2項の規定による納税の猶予の適用を受ける場合には、同条第5項により、原則として、納税の猶予に係る国税の額に相当する担保を徴しなければならないが、延長適用滞納者については、担保提供できることが明らかである場合を除き、同項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えない。

ハ 納税の猶予をする期間

延長適用滞納者について納税の猶予をする場合には、当該延長適用滞納者から特段の申出がある場合を除き、申請書が提出された日から1年間について、納税の猶予を認めて差し支えない。

なお、猶予期間の始期は、納税の猶予の申請書に記載された日とし、これを不適当と認めるときは、別に始期を指定するものとしている（猶予通達第2章第1節3《納税の猶予をする期間》）が、震災が発生した日以後の日が記載されている場合はこれを認めて差し支えない。

また、延長適用滞納者が猶予した期間内に猶予に係る国税を納付することができなかつた場合には、当該延長適用滞納者の個々の事情を斟酌して通則法第46条第7項の規定によりその期間を延長することができる。この延長については、延長適用滞納者の納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、同項の「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、延長適用滞納者からの申請に基づき納税の猶予期間の1年間の延長を認めて差し支えない。

ニ 差押えの解除

納税の猶予をした場合において、猶予に係る国税について既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき差押えを解除することができることに留意する。

ホ 所轄外の税務署における対応

延長適用滞納者から所轄外の税務署に納税の猶予の相談又は申請書の提出がされた場合は、上記(1)のホと同様に対応する。

ヘ 国税徴収法第151条の適用

通則法第46条第2項の規定による納税の猶予の期間内に猶予に係る国税を納税することができなかつた延長適用滞納者について、納税についての誠実な意思を有すると認められる場合には、国税徴収法（以下「徴収法」という。）第151条の換価の猶予の適用を検討する。この場合の取扱いは下記(3)による。

(3) 徴収法第151条の換価の猶予

イ 納税の猶予との関係

延長適用滞納者については、上記(2)により、まずは納税の猶予の適用を検討し、納税の猶予を適用できない場合又は納税の猶予を受けた期間（延長した期間を含む。）が経過した場合は、換価の猶予の適用を検討するものとする。

ロ 納税についての誠実な意思

徴収法第151条に規定する「納税について誠実な意思を有する」と認められるかどうかについては、これまでの経緯等から判定することとしているところ（昭和41年8月22日付徴収第4-13ほか5課共同「国税徴収法基本通達全文改正について」（法令解釈通達）第151条関係2、猶予通達第3章第1節の3参照）、延長適用滞納者から分割納付の申出があった場合は、これまでの経緯等から納税についての誠実な意思を有すると認めることができない特段の事情がある場合を除き、原則として納税について誠実な意思を有するものと認めて差し支えない。

ハ 担保の徴収

上記(2)のロと同様に取り扱う。

ニ 換価の猶予をする期間

換価の猶予をする期間については、短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、猶予決議の日から1年間として差し支えない。

また、延長適用滞納者が猶予した期間内に猶予に係る国税を納付することができなかつた場合の猶予期間の延長については、上記(2)のハと同様に取り扱う。

ただし、換価の猶予の延長については、滞納者からの申請は必要ないことに留意する。

ホ 差押えの解除

財産を差し押さえている延長適用滞納者について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができることに留意する。

(4) 通則法第11条と納税の猶予及び換価の猶予との関係

延長適用者及び延長適用滞納者について、震災発生時に既に納税の猶予又は換価の猶予をしている場合において、通則法第11条により延長された期限までに猶予期限（猶予期間の末日）が到来するときは、当該猶予期限が延長されることに留意する。

2 延滞税の免除

(1) 通則法第63条第2項による免除

震災発生時に既に納税の猶予又は換価の猶予がされている延長適用滞納者については、通則法第11条により猶予期限が延長された期間に対応する延滞税を免除することに留意する。

(2) 通則法第63条第3項による免除

延長適用滞納者について納税の猶予又は換価の猶予をした場合において、通則法第63条第1項又は第2項の規定による免除後の猶予期間に係る延滞税及び猶予に係る国税を猶予期間内に納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合の当該猶予期間の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間に係る延滞税について、同条第3項の規定に該当する場合は、同項により延滞税が免除できることに留意する。

(3) 通則法第63条第6項第3号による免除

滞納者について、震災により国税を納付することができない事由が生じた場合は、通則法第63条第6項第3号に基づき、その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後7日を経過した日までの期間に係る延滞税は免除することができるところから、震災により国税を納付することができなかつた被災滞納者については、その期間を的確に判断して延滞税を免除して差し支えない。

延長適用滞納者については、震災により国税を納付することができない事由がなかつたことが明らかである場合を除き、平成23年3月11日から通則法第11条により延長された期限までの期間に係る延滞税を免除して差し支えないものとする。なお、当該延長適用滞納者に通則法第63条第6項第3号の「国税を納付することができない事由」が生じた場合における「事由が生じた日からその事由が消滅した日」については、個々の延長適用滞納者の被災の状況等から判断することに留意する。

3 滞納処分の執行停止

下記(1)のいずれかに該当する延長適用滞納者については、停止見込事業として被災状況等の調査を行い、下記(2)又は(3)により処理する。

(1) 停止見込事案

- イ 平成 12 年 6 月 30 日付徴徴 3-1 ほか 1 課共同「滞納処分の停止に関する取扱いについて」(事務運営指針) (以下「停止通達」という。) 第 2 の 1 (停止相当) に該当する場合
- ロ 本件指定地域のうち、建物の大部分が倒壊した地域に居住（又は所在）していた場合
- ハ 延長適用滞納者が避難所又は仮設住宅に居住している場合
- ニ 延長適用者が大部分の財産を失い、保険等により損害が補填されない場合
- ホ 延長適用滞納者が死亡し、相続人がいない場合又は相続人に納税義務の承継手続を行っても徴収できる見込みがない場合

(2) 滞納税額が 100 万円以上の事案

滞納税額が 100 万円以上の延長適用滞納者についての滞納処分の執行停止は、停止通達に基づき適切に処理することとするが、延長適用滞納者の現況把握及び財産調査については、当該延長適用滞納者の納税地の被災の状況等により、税務署長が妥当と認める方法を採用して差し支えない。

(3) 滞納税額が 100 万円未満の事案

滞納税額が 100 万円未満の延長適用滞納者について、以下のいずれかに該当する場合は、その他の調査を省略して滞納処分の停止をして差し支えない。

- イ 税務署に提出されている申告書等の調査及び官公署等における調査の結果、滞納処分を執行できる財産がないと認められる場合
- ロ 税務署に提出されている申告書等の調査及び官公署等における調査の結果、所有財産が居住用財産又は事業用財産のみで、当該居住用財産等が倒壊・滅失していると認められる場合（被災者名簿、被災住宅地図等により滞納者の被災状況等を確認した場合、あるいは仮設住宅又は避難所に居住していることを確認した場合等。）
- ハ 税務署に提出されている申告書等の調査及び官公署等における調査の結果、所有財産が居住用財産又は事業用財産のみで、当該財産が滞納者の生活の維持又は事業の継続に必要不可欠であると認められる場合
- ニ 差し押さえている財産が震災により滅失した場合又は当該差押財産が滞納者の生活の維持又は事業の継続に必要不可欠であると認められる場合において、税務署に提出されている申告書等の調査及び官公署等における調査の結果、他に所有財産がないと認められる場合
- ホ 把握していた財産が震災により滅失した場合又は当該財産が滞納者の生活の維持又は事業の継続に必要不可欠であると認められる場合において、税務署に提出されている申告書等の調査及び官公署等における調査の結果、他に所有財産がない場合

(4) 事後監査

本件指定地域に納税地を有する滞納者について滞納処分の執行停止がされている場合の事後監査は、税務署長が必要と認めるものを除き、原則として実地の調査を省略して差し支えない。

なお、実地の調査を行う場合についても、被災状況等に十分配意して行うこと 留意する。

第4 受託証券の取戻しの要請があった場合の対応

延長適用滞納者から、納付委託を受けている証券について取戻しの要請があった場合には、被災状況等の実情を十分聴取した上で、当面の納付資力が著しく低下しているような場合は、その証券を取り戻して返還して差し支えない。